

高齢者の住まいに関することについて

基本方針 2 (5) 高齢者の住まいの安定的な確保

1 高齢者の住まいづくりの支援

① 高齢者向け住宅の整備

今後も単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、「安否確認」や「生活相談」が提供される有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の役割は大きくなるものと想定されますので、事業者や県などと調整を図りながら、計画的な整備を検討します。

○有料老人ホーム

区 分	第 7 期計画推計値		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
市内施設数	7	7	7
市内施設定員	450	450	450
利用者数*	194	222	231

*「利用者数」とは、市内外の有料老人ホームに入所している富士見市の保険者の方の人数。(特定施設入居者生活介護の給付人数。)

区 分	第 7 期計画実績 (見込) 値			第 8 期計画推計値		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
市内施設数	7	7	7	8	8	8
市内施設定員	450	450	450	519	519	519
利用者数*	206	228	246	265	286	308

<現状>平成 30 年度中に 2 施設が開所され、7 カ所となった。

【課題】 有料老人ホームには住所地特例の制度があるため、市内の施設に他自治体の方が入所するケースや、市外の施設に富士見市の方が入所するケースもあるため、状況の把握が難しい。

○サービス付き高齢者向け住宅（住宅型有料老人ホーム）

区 分	第 7 期計画推計値		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
施設数	2	2	2
入所者	20	30	40

区 分	第 7 期計画実績（見込）値			第 8 期計画推計値		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
施設数	1	1	1	2	2	2
入所者	—	—	—	—	—	—

<現状>平成 30 年度中に 1 施設が閉所され、1 カ所となった。

【課題】 サービス付き高齢者向け住宅は、介護保険法適用の施設ではないため、入所者数等の状況の把握が難しい。

②介護保険施設系サービスの計画的整備

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

③高齢者向け住宅の情報提供

- ・ 民間事業所による情報提供サービス
- ・ 埼玉県住まい安心支援ネットワークの活用

2 高齢者の住まいの確保の方向性

住み慣れた地域での生活が継続できるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの理念に基づき、上記の住まい以外にも、在宅生活維持のためのサービスの充実を図ります。

3 高齢者の居住安定に係る他計画との連携

埼玉県において策定している「埼玉県高齢者居住安定確保計画」において、「在宅で高齢者が暮らし続けられるようにする」「高齢者の多様な住まいの供給をすすめる」「高齢者のニーズに応じた住み替えができるようにする」という 3 つの目標が定められ、住宅施策と福祉施策が一層連携しながら施策を展開していくことを目指しています。

本市におきましても、介護保険事業のみならず、県の計画と調和した住まいの整備をすすめるとともに、住宅担当部署と連携し、本市の居住安定に関する方針との整合性を図りながら、高齢者の住まいの安定的な確保に向け取り組んでいます。